令和元年リフト事故集計表

機工協・技術サービス部会調査

番号	事故発生状況	事故発生場所					発生時間			リフトの種類						生産区分		事故区分		人身事故状況			物損内容			事故の推定原因					事故後の処置				設置年月	使用年数（概算）	保守契約	
		ディーラー	専業者	ガソリンスタンド	用品店	その他	午前	午後	時間外・不明	二柱	四柱	リンク	埋設	ツインリフト	その他	国産品	輸入品	人身事故	物損事故	負傷1月以内	負傷1月以上	死亡	乗用車	トラック	その他	リフト不良	設置不良	取扱不良	点検不履行	その他	取扱方法等の説明	入替え	修理	その他			有	無
1	ツインリフトを使用して、1mの高さで下回り塗装作業を行っていた際、高さを微調整するためにリフトを上昇させたところ受台と車両がずれて落下した。 原因は、受台が破損していたこととニスが多量に付着していたためである。対策として、受台を交換し、リフトの取り扱いについて説明した。	○						○						○		○			○					○				○	○		○		○		H5.1	26年		○
2	リフトアップしていた車両が左前方に傾き、作業台にもたれかかったことで車両が破損した。また、車両がリフトから離れた際、受台が回転し、リヤバンパーに当たり破損させた。 原因は、受台に傷付き防止用のゴムパットを使用していたことと、リーフスプリングが平面でなく接地部分が少なかったため作業の衝撃で車両からずれたためと思われる。対策として、正しい受台の取り扱い方法について説明した。	○						○						○		○			○					○				○			○					不明			○
3	リフトアップしていた2t車を1.5mまで下降させた際に移動側リフトが移動し、アタッチメントがフレームより外れて車両が落下した。 作業員がリフトを移動する際に移動しなくなったところが限界位置だと勘違いし、その位置でリフトアップしたが、そこでは車両のフレームが斜めに傾斜した位置であったため事故が発生した。対策として、リフトの構造（移動側リフトの台車とトルクリミッター）及び車両のリフトポイントについて説明を行った。	○							○					○		○			○					○				○			○					H19.1	12年		○
4	ツインリフトで車両を上げようとしたところ落下した。 原因は、車両を斜めに進入させたことによりアタッチメントを確実にセットできていなかったためである。対策として、車両を真っ直ぐ進入させることと、アタッチメントの点検及びセッティングについて説明した。	○							○					○		○			○					○				○			○					H29.12	2年		○
5	門型2柱リフトにて、ブレーキキャリパー取付作業時に車両がアームの受台から落下して破損し、その際、作業員が負傷した。 原因は、受台に木を使用して作業をしていたためである。対策として、取扱方法の説明を行った。			○			○			○							○	○	○		○		○					○			○					H20.10	11年		○
6	上昇ボタンを押していないのにリフトが上昇し、リフトポイントにセットする前であったため、車両と接触してフロントバンパーが損傷した。 原因は、台風で浸水したためと思われるが、リールの経年劣化も考えれらる。対策として、スイッチ及びコードリールを交換した。	○					○						○			○			○					○						○				○	H5.1	26年		○
7	夜間に操作していないにもかかわらずリフトが上昇して車両を破損させた。 原因は、台風の影響でシャッターが破損し、雨や海水が入り込みリールがショートしたためと思われる。対策として、リモコンリール及び操作リモコンを交換し、帰社時には主電源を切るよう説明した。	○							○			○				○			○				○							○	○		○		H11.3	20年		○

番号	事故発生状況	事故発生場所					発生時間			リフトの種類						生産区分		事故区分		人身事故状況			物損内容			事故の推定原因					事故後の処置				設置年月	使用年数（概算）	保守契約	
		ディーラー	専業者	ガソリンスタンド	用品店	その他	午前	午後	時間外・不明	二柱	四柱	リンク	埋設	ツインリフト	その他	国産品	輸入品	人身事故	物損事故	負傷1月以内	負傷1月以上	死亡	乗用車	トラック	その他	リフト不良	設置不良	取扱不良	点検不履行	その他	取扱方法等の説明	入替え	修理	その他			有	無
8	フロント側は一柱リフト、リア側は移動式簡易リフトを使用して車両をリフトアップし、リーフスプリングの交換のためにデファレンシャルギヤにジャッキをかけて作業を行っていたところ、移動式簡易リフトのリンクピンが外れて降下し、車両が落下した。 原因は、リンクピンに溶接している回り止めピースの溶接部が取れ、リンクピンが内側に脱落していたためである。対策として、リンク部のグリスアップ等の日常点検について説明し、不具合のあるリンクピンは交換した。また、メンテナンスを容易にするためにリンクピンの溶接部の構造変更を行った。	○					○								○	○			○					○					○		○		○		不明			○
9	車両をリフトアップした状態で昇降不能となり、作業員が下降させようとリモコン操作を行ったところ車両が落下した。 原因は、サービスマンが到着する前に作業員がリモコン操作を何度も行っていたところ移動側リフトが動き、車両が不安定な状態になっていたためである。対策として、リモコンを修理し、点検を行った。	○						○						○		○			○					○					○				○		H10.1	21年		○
10	車両のリフトアップ時にワイヤーが破断して車両が落下し、破損した。 原因は、長期間ワイヤーを交換せずに使用していたためである。また、洗車仕様の機種ではないのに洗車に使用していた。対策として、対応機種でない場合は洗車をしないことやグリスアップ等の日常点検について、また、ワイヤーの定期的な交換の必要性について説明した。		○					○		○						○			○				○					○	○		○		○		S49.12	45年		○
11	リフトアップ時に小型フォークリフトが落下して横転し、隣のフォークリフトと接触して作業員が負傷した。 原因は、受台の損傷のためである。当該事業所で取り扱うフォークリフトはリフトポイントが上部プレートにギリギリかかるものが多く、受台が損傷していたためにリフトポイントがずれ、衝撃で上部プレートがハの字に開いてフォークリフトが落下したと思われる。対策として、受台を交換し、リフトポイントの幅が狭いものは使用を控えること等の説明を行った。		○				○						○			○		○	○		○				○				○		○		○			H25.1	6年		○
小　　計		8	2	1	0	0	4	4	3	2	0	1	2	5	1	10	1	2	11	0	2	0	3	7	1	0	0	6	6	1	9	0	7	0			0	11
合　　計		11					11			11						11		13		2			11			13					16						11	

令和元年整備機器(リフト以外)事故集計表

機工協・技術サービス部会調査

番号	機器名	事故発生状況	事故の発生場所					発生時間			生産区分		事故区分		人身事故状況			物損内訳			事故の推定原因					事故後の処置				設置年月	使用年数（概算）	保守点検	
			ディーラー	専業者	ガソリンスタンド	用品店	その他	午前	午後	時間外・不明	国産品	輸入品	人身事故	物損事故	負傷1月以内	負傷1月以上	死亡	乗用車	トラック	その他	機器の不良	設置不良	取扱不良	点検不履行	その他	取扱方法等の説明	入れ替え	修理	その他			有	無
1	門型洗車機	門型洗車機の作動中に、作業員が荷物を取るために不用意に機器に近づき、機器本体と壁に挟まれて負傷した。 原因は、安全確認不足と思われる。対策として、安全装置を導入する予定である。	○						○		○		○		○								○						○	H31.1	1年 未満		○
2		門型洗車機のトップブラシが上昇しない状態で洗車（前進）し、車両のフロントガラスを破損させた。 原因は、サイドノズル（可変タイプ）のベアリングが破損していたためにトップブラシのウエスト部と干渉したためである。対策として、サイドノズルのベアリングを修理した。	○						○		○			○				○						○				○		H23.12	8年		○
3		洗車中にトップノズルが車両のルーフに接触してアンテナとルーフを損傷させた。 原因は、作業員が装備品の選択ミスをしたのではないかと推測される。対策として、再度、取扱方法の説明を行った。なお、トップノズルとトップブラシを約150mm上げる設定（車両と接触しない高さ）を行った。	○						○		○			○				○					○			○		○		H20.1	11年	○	
4		門型洗車機が使用開始直後に約1m進み1度停止して原点に復帰した。その後、再度洗車工程がスタートしたが、右側ブラシがミラーを感知していないような状態で洗車を行い、ミラー及びドアバイザーを破損させた。各部を点検したが、原因は不明であった。対策として、ブラシが誤作動した時は自動的に収納するように洗車機本体のソフトを変更した。		○				○			○			○					○						○			○		H26.9	5年		○
5	排気ホースリール	排気ホースリールを使用してDPFの強制再生を行ったところ、排気リールノズル及びホースが発火し車両後輪部まで延焼した。 原因は、使用禁止にも拘らずDPFの再生時に排気ホースリールを使用したためである。対策として、正しい取扱方法の説明を行うとともに、同じ事故が何度か発生しているため再発防止の注意喚起を行った。	○					○			○			○					○	○			○			○	○			H30.4	1年		○
小計			4	1	0	0	0	2	3	0	5	0	1	4	1	0	0	2	2	1	0	0	3	1	1	2	1	3	1			1	4
総計			5					5			5		5		1			5			5					7							